

●遺言公正証書作成の公証人手数料【ご参考】

(2025年10月1日現在)

公正証書作成手数料

1 法律行為に関する公正証書の手数料

(1) 法律行為の目的の価額（注）に応じ、下表のとおり

（注）定期給付を目的とする場合には、全期間の給付の価額の総額（10年分の給付の価額の総額が上限）

ただし、①子の養育費の分担、②動産の賃貸借、③雇用の契約については、5年分が上限

※ 死後事務委任契約については、下表の手数料額の10分の5

※ 目的の価額が算定不能の場合、1万3000円

※ 委任状の作成の場合、8000円

目的の価額	手数料
～50万円まで	3000円
～100万円まで	5000円
～200万円まで	7000円
～500万円まで	1万3000円
～1000万円まで	2万円
～3000万円まで	2万6000円
～5000万円まで	3万3000円
～1億円まで	4万9000円
～3億円まで	4万9000円 + 超過額5000万円までごとに1万5000円
～10億円まで	10万9000円 + 超過額5000万円までごとに1万3000円
10億円超～	29万1000円 + 超過額5000万円までごとに9000円

(2) 公正証書の枚数等加算

電磁的記録で作成された公正証書について、紙に出力した場合の用紙の枚数が3枚を超えるときは、超える1枚ごとに300円を加算

(3) 遺言加算・信託加算

遺言の目的の価額が1億円以下の遺言公正証書、信託財産の価額が1億円以下の信託契約公正証書については、(1)の表の手数料に1万3000円を加算

2 法律行為でない事実に関する公正証書の手数料

事実の実験、その録取及び実験方法の記載に要した時間1時間までごとに1万3000円

3 公正証書の正本・謄本等の発行手数料

紙での発行の場合 用紙1枚につき 300円

電子データでの発行の場合 1件につき 2500円